ています。 を除き、法律によって禁止され 例外として認められている場合 ごみの野外焼却(野焼き) は、

き起こす危険性もあります。 す。さらに、特にこれからの時 ないため、処理が困難になりま 灰は町では回収することができ 有害物質の発生原因になります。 でなく、ダイオキシン類などの は、ご近所に迷惑をかけるだけ また、野焼きで発生した焼却 野焼きによる煙、すす、 空気が乾燥し、火災を引

行為とみなされ、処罰の対象に ム缶での焼却、ブロック積み焼 簡易焼却炉による焼却やドラ 穴を掘っての焼却も野焼き

方法で適正に処理しましょう。 正しく分別を行い、決められた 家庭や事業所から出るごみは

令和元年度 境警察署管内における

> 2 件

野焼きの例外

6項目があります。 野焼きの例外としては、 次の

①構造基準を満たした焼却炉に よる焼却行為

特定小型焼却炉 (県知事の許可を受けている

②災害の予防や応急対策、 のために必要な焼却 復旧

消防防災訓練による焼却な (災害時の木くず等の焼却や

③風俗慣習上または宗教上の行 事を行うために必要な焼却 (どんど焼き、 かがり火 た

まつなど

※一般家庭から出る生活ごみは

生活環境には十分配慮して、ご 焼きをする場合でも、 いします。 近所の迷惑にならないようお願 これらの例外にあてはまる野 周辺への

○お問い合わせ 生活安全課

④教育活動の一環として行われ る焼却行為

の製作に伴う木くずの焼却、 飯ごう炊飯による焼却など) (キャンプファイヤー、土器

にやむを得ないものとして行 林業、 漁業を営むため

※廃ビニールの焼却は不可 われる焼却行為

※稲わら等の有効活用に関して ください。 れていますので、 広報ごか9月号へ掲載さ 参考にして

⑥たき火その他日常生活を営む あって軽微なもの 上で通常行われる燃焼行為で

(84 3 6 1 8 生活環境G (直通)

②事前協議等

設置するときには

太陽光発電施設の設置を検討している事業者のみなさんへ

太陽光発電施設を

発電設備の適正な設置に関する 設備の適正な設置に関する条例 条例」及び「五霞町太陽光発電 環境の保全を図るため必要な事 施行しています。 を目的として、「五霞町太陽光 項を定め、町民の安心・安全や 置及び維持管理に関し、 施行規則」を本年4月1日から 良好な居住環境を確保すること 町では、太陽光発電設備の設 生活環境の保全及び自然 災害の

置の手続きをお願いします。 備の設置を検討されている方 町内において、太陽光発電設 条例及び規則を確認し、設

①適用範囲 ○条例の主な内容

ります。 備を設置する事 電出力10㎏以上 業者が対象にな の太陽光発電設 町内で、 総発

対象外です。 設置する場合は、 施設を建築物に ただし、当該

> ③届出及び協議 及び説明会を開催し、理解を得 係者への説明、地域住民への周知 るよう努めなければなりません。 施しようとするときは、 太陽光発電設備設置事業を実 町と協議を行い、 近隣関 あらか

※詳細は、町公式ホームペ 町と設置事業に関する協議を開 手する60日前までに届出をし、 始しなければなりません。 ジを参照ください。 事業者は、当該設置事業に着

○お問い合わせ 生活安全課 生活環境G 843618 (直通)



